

大田原市告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、大田原市建設部道路課において一般の縦覧に供する。

縦覧の期間 令和8年9月25日から

令和8年10月9日まで

令和8年9月25日

大田原市長 相 馬 憲 一

記

1 市道路線の供用開始について

路線番号	路 線 名	区 間	供用開始年月日
2010	大田原グリーン パーク線	富士見1丁目3923番1地先	令和8年9月25日
		宇田川309番2地先	